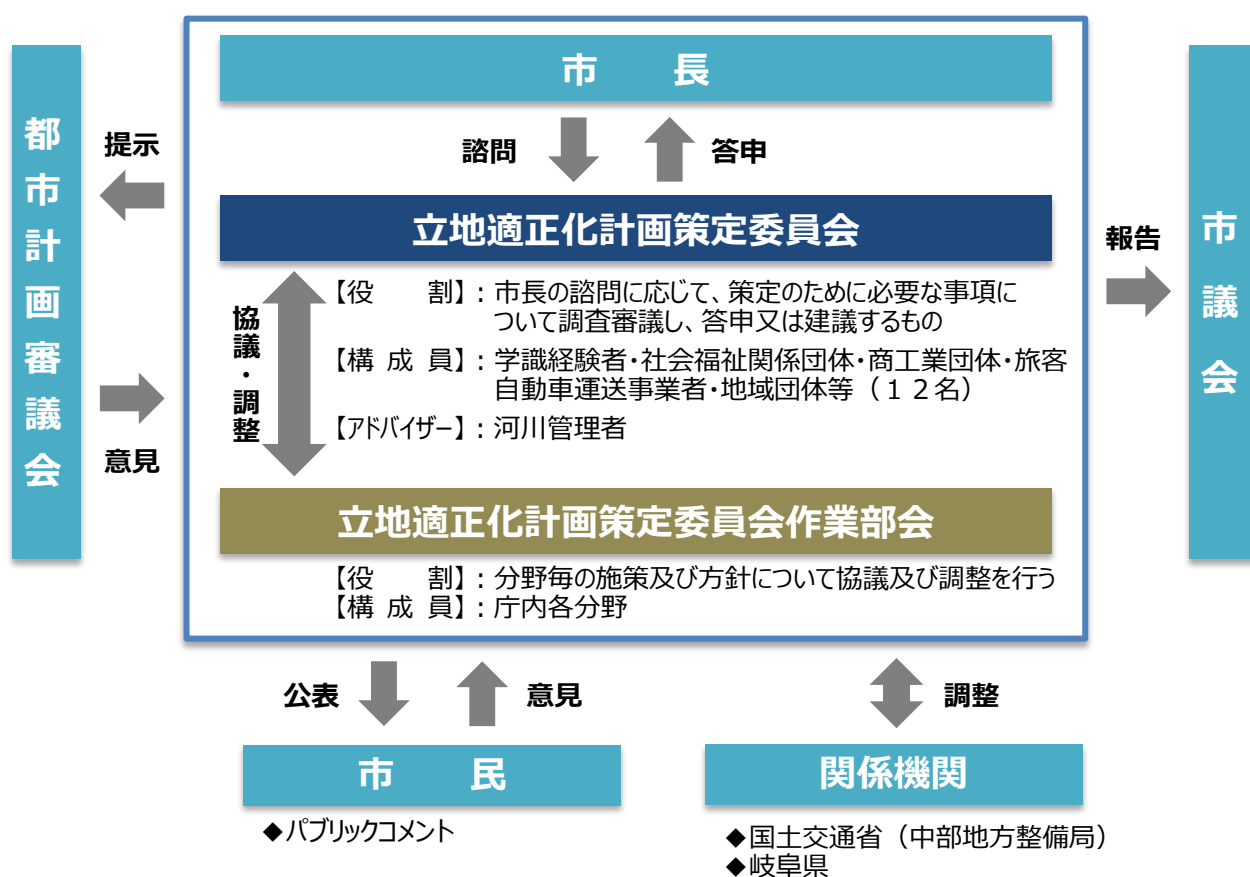


（２）策定体制

本計画は、関係部局の職員により構成する「立地適正化計画策定委員会作業部会」と学識経験者をはじめ多様な関係者で構成された「各務原市立地適正化計画策定委員会」を設置し、パブリックコメントによる市民の意見を踏まえながら、検討を進めました。



各務原市立地適正化計画策定委員会委員名簿

(令和2年度)

◎ 条例第3条第2項第1号（学識経験を有する者）

	氏 名	備 考
委員長	福島 茂	名城大学都市情報学部教授
副委員長	秀島 栄三	名古屋工業大学大学院工学研究科教授
委員	ダーリンプル 規子	中部学院大学短期大学部幼児教育学科教授

◎ 条例第3条第2項第2号（社会福祉関係団体、商工業団体、旅客自動車運送事業者、地域団体その他の団体を代表する者）

	氏 名	備 考
委員	松浦 知恵	社会福祉協議会
委員	各務 英雄	各務原商工会議所専務理事
委員	相宮 一夫	岐阜乗合自動車(株)営業管理部部長
委員	近藤 亜矢子	社会教育委員
委員	津川 文江	岐阜県建築士会女性委員会
委員	末松 誠榮	那加自治会連合会会長
委員	安田 寿之	稲羽・川島自治会連合会会長
委員	櫻木 隆宏	鵜沼自治会連合会会長
委員	川島 高司	蘇原自治会連合会会長

◎ アドバイザー（河川管理者）

	氏 名	備 考
アドバイザー	高橋 裕輔	木曽川上流河川事務所長
アドバイザー	名張 誠	岐阜土木事務所長

各務原市立地適正化計画策定委員会委員名簿

(令和3年度)

◎条例第3条第2項第1号（学識経験を有する者）

	氏 名	備 考
委員長	福島 茂	名城大学都市情報学部教授
副委員長	秀島 栄三	名古屋工業大学大学院工学研究科教授
委員	ダーリンプル 規子	中部学院大学短期大学部幼児教育学科教授

◎条例第3条第2項第2号（社会福祉関係団体、商工業団体、旅客自動車運送事業者、地域団体その他の団体を代表する者）

	氏 名	備 考
委員	松浦 知恵	社会福祉協議会
委員	各務 英雄	各務原商工会議所専務理事
委員	相宮 一夫	岐阜乗合自動車(株)営業管理部部長
委員	近藤 亜矢子	社会教育委員
委員	津川 文江	岐阜県建築士会女性委員会
委員	藪 雅彦	那加自治会連合会会長
委員	田中 峰生	稲羽・川島自治会連合会会長
委員	清水 一成	鵜沼自治会連合会会長
委員	江頭 宏巳	蘇原自治会連合会会長

◎アドバイザー（河川管理者）

	氏 名	備 考
アドバイザー	高橋 裕輔	木曽川上流河川事務所長
アドバイザー	名張 誠	岐阜土木事務所長

諮問書

2 各都計第 8 3 号
令和 2 年 7 月 9 日

各務原市立地適正化計画
策定委員会委員長 様

各務原市長 浅野 健司

各務原市立地適正化計画の策定について（諮問）

都市再生特別措置法第 8 1 条第 1 項に規定する立地適正化計画の策定について、各務原市立地適正化計画策定委員会条例第 2 条の規定に基づき諮問します。

記

本市では、多くの地方都市と同様に、これまで人口増加を背景に市街地が拡大してきましたが、現に人口減少、少子高齢化が進展しています。拡大した市街地のままで人口が減少し居住が低密度化すれば、一定の人口密度に支えられてきた医療・福祉・商業等の生活サービスの提供が将来困難になりかねない状況にあります。また、このような人口動態の変化に加え、道路や下水道などの社会資本や公共施設の老朽化が進展しており、厳しい財政制約の下で、老朽化への対応もあわせて求められています。

こうした中、平成 26 年 5 月に国の都市再生特別措置法が改正され、行政と住民や民間事業者が一体となったコンパクトなまちづくりを促進するため、立地適正化計画制度が創設されました。

そこで、この「立地適正化計画」制度を活用し、これからのまちのかたちはどうあるべきか、都市構造の観点から将来への対応を考えていくため、立地適正化計画を策定し、人口減少、少子高齢化の中にあって、持続可能なまちの実現に取り組んでいくこととします。

つきましては、立地適正化計画策定について調査及び審議をお願い申し上げます。

答申書

令和４年２月７日

各務原市長 浅野 健司 様

各務原市立地適正化計画策定委員会
委員長 福島 茂

各務原市立地適正化計画の策定について（答申）

令和２年７月９日付け２各都計第８３号にて諮問のあった各務原市立地適正化計画の策定について、審議を重ねた結果、次の結論に達したので答申します。

答 申

本委員会に付議された各務原市立地適正化計画の策定においては、総合計画や都市計画マスタープラン等を前提とし、人口減少・少子高齢化の進展や社会情勢の変化、頻発・激甚化する自然災害等を踏まえ、今後２０年間の持続可能なまちづくりの方向性が示されました。

本委員会では、各務原市立地適正化計画（案）の内容について適当と認めます。その遂行にあたっては、「各務原市らしい“公共交通を軸とした集約型都市構造”」の実現に向け、行政と市民、自治会、企業等が協働で取り組んでいくことを提案します。

各務原市立地適正化計画策定委員会条例

（設置）

第1条 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項に規定する立地適正化計画（次条において「立地適正化計画」という。）の策定について調査審議し、もって将来における望ましい都市計画に資するため、各務原市立地適正化計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、立地適正化計画の策定のために必要な事項について調査審議し、答申し、又は建議するものとする。

（組織）

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（1）学識経験を有する者

（2）社会福祉関係団体、商工業団体、旅客自動車運送事業者、地域団体その他の団体を代表する者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する所掌事務が終了する日までとする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取）

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、市長が定める機関において処理する。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(この条例の失効)

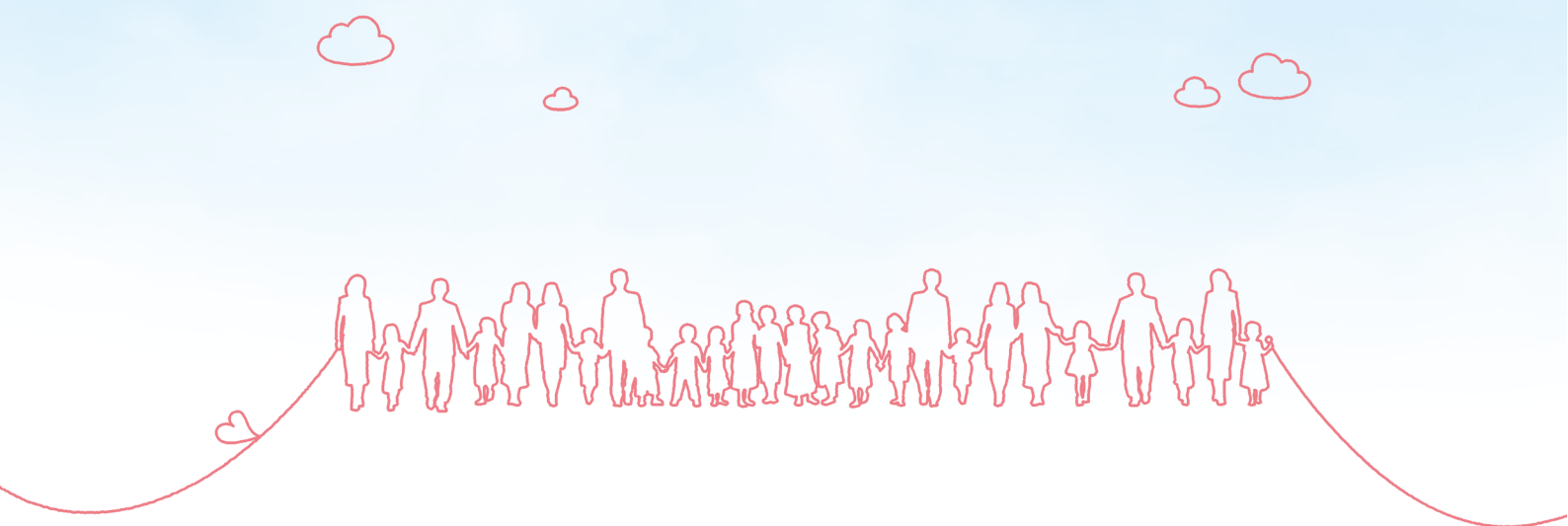
- 2 この条例は、第2条に規定する所掌事務が終了した日限り、その効力を失う。

(招集の特例)

- 3 この条例の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(3) 策定経緯

日付	会議等
令和2年8月17日	第1回各務原市立地適正化計画策定委員会
令和2年8月28日	第1回各務原市立地適正化計画策定委員会作業部会
令和3年2月25日	第2回各務原市立地適正化計画策定委員会作業部会
令和3年3月2日	第2回各務原市立地適正化計画策定委員会
令和3年8月19日	第3回各務原市立地適正化計画策定委員会
令和3年9月24日	都市計画審議会（中間報告・意見聴取）
令和3年9月27日	岐阜県との事前調整
令和3年11月1日 ～11月30日	パブリックコメント
令和4年1月24日	第4回各務原市立地適正化計画策定委員会
令和4年2月7日	都市計画審議会（意見聴取）
令和4年2月7日	第5回各務原市立地適正化計画策定委員会 答申
令和4年3月18日	市議会建設水道常任委員会協議会（報告）



各務原市立地適正化計画

発行：各務原市

〒504-8555

岐阜県各務原市那加桜町1丁目69番地

電話：058-383-1111（代表）

<http://www.city.kakamigahara.lg.jp/>